[概要（1,600 字）]

本書のテーマは、「電波資源の経済分析」である。第 1 部では、日本の電波資源利用の「現状」と問題を解明し、その解決策を考える。第 1 章はそのための準備であり、電波を「人間の活動に有用な経済資源、つまり電波資源」として捉える。電波はその性質を直接に記述・説明することが難しい。本章では「電波資源」という対象を、すでによく知っている「土地資源」と対比して理解し、また両資源を「スペース資源」という広い見地から把握することを試みる。

第 2 章では、「電波利用制度」を説明する。現在の電波利用制度がどのような歴史的経過から生じたか、それが現在なぜ「電波不足」という問題に直面することになったかについて考え、政府による「電波資源の直接割当」という現在の制度が抱える問題点を指摘する。

第 3 章では、「新しい電波利用制度」（「リース・オークション制度」）を提案する。それは、現在の「電波の無料使用」を段階的に廃止し、土地資源の利用に地代を払うのと同じように、電波資源の利用にその需給に応じて定まる「周波数利用料」を支払うシステムである。電波使用を有料化することによって、電波の使用者が自発的に効率的使用と節約に努める誘因が生まれる。

第 2 部は、米国の「周波数オークション」について説明する。米国では、「1934 年通信法（通信法）」に基づき、政府（連邦政府）が周波数の管理に当たっている。周波数の「初期免許」発行に関しては、1993 年、1997 年の 2 回にわたって「通信法」が改正され、「オークション」が導入された。1993 年の改革では、オークションを移動通信、商用無線、直接放送衛星等に限定していたが、1997 年の改革では、地上放送のデジタル化にともなって返却される予定の周波数を含め、放送用周波数についても原則としてオークション方式が導入された（既存地上放送局を除く）。

米国で 1920 年代に周波数管理体制が本格的に整備されたときに、議会は周波数資源の私的「所有」を否定した。しかしながら、第二次大戦後に周波数の利用技術が進歩し、通信・



oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

放送他の分野で周波数の価値が上昇するとともに、実質上無料で民間事業者による営利事業用途に割り当てられる周波数に対して免許申請が殺到し、FCC の管理能力を超える事態になった。これに対して、議会は 1981 年に「無差別選択」方式を導入し、さらにその欠点を補うため、1993・1997 年に「オークション」方式による初期免許割当制度を導入した。

第 2 部の前半（IV-VI 章）では、本世紀初頭における米国周波数管理制度の成立から、1993 年の通信法改正にいたるまでの経過を説明する。また後半（VII-IX 章）では、1993 年改正の結果成立した「周波数オークション制度」の大要、とりわけ PCS のために割り当てられた周波数のオークション経過について説明する。PCS は、オークションの規模（落札金額）、オークション実施にあたって生じた諸問題などの点で、最大の注目を集めたケースである。

他のほとんどすべての公的政策（public policies）と同じく、米国における周波数オークション制度の導入においては、利害関係を持つ多数の事業者や団体・個人が存在し、それぞれの立場から自己の利害を主張し、圧力が加えられた。このような状態の中で、社会全体の利益に合致する政策方針を選択し、錯綜した個別利害を調整しながらこれを実現させていくことは、困難きわまる仕事である。本第 2 部では、周波数オークション制度の導入と実施について、米国の議会、規制当局（FCC）、行政当局（大統領、NTIA など）、裁判所、事業者、ユーザ・消費者などが、どのように行動したか、どのようなプロセスで全体の決定が行われたかについても説明を試みている。



oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/